

第6回会議 提案事項 資料

西伯町・会見町合併協議会

平成15年6月5日

提案事項 第1号

建設事務の取り扱いについて

新町における建設事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年6月5日提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本昭文

2町の施策の調整方針について(建設水道協会・建設分科会)

項目	現況				課題	調整方針
	西郷町	会見町	西郷町	会見町		
町道認定	1級町道 8 路線 19,819 m	1級町道 20 路線 16,900 m	2級町道 27 路線 15,150 m	2級町道 35 路線 36,061 m	認定路線の 再検討。	両町とも、「終線市町村道の 基準」に従い見直し、合併時 までに統一する。
2級町道 11 路線 15,811 m	その他町道 205 路線 103,916 m	その他町道 35 路線 36,061 m				
その他町道 205 路線 103,916 m						
(担当課) 建設水道課 皇・田子						
町道新設改良 (規制法令)	区長協議会からの要望内容を検討して計画を作成。 ※現在事業を開始しているもの。 資料今長線(H14～18) 5ヶ月計画 $L=1180m\ w=4m$ 総事業費 137,000千円 $L=330.6m\ w=4\ (5.0)m$ 福成地区 $L=330.6m\ w=4\ (5.0)m$ 総事業費 73,000千円	総合計画の実行計画をもとに順次実施している。 ※現在事業を開始しているもの。 苗木舗田線(H6～16) 11ヶ月計画 $L=5,300m\ w=6.0\ (15.0)m$ 総事業費 4,083,000千円 天万寺内線(H17～19) 3ヶ月計画 $L=230m\ w=5.5\ (9.25)m$ 総事業費 165,000千円 ※事業計画を検討中。	天万寺山線(H14～16) 3ヶ月計画 $L=400m\ w=5.5\ (9.25)m$ 総事業費 280,000千円 町道局部改良事業(兼審主体事業) 限度額 800千円 事業費の66%を補助	現行4路線は、継続。 その他は新町で検討。 重要緊急路線と まちづくり計画と の接続調整	現行4路線は、継続。 その他は新町で検討。	
集落主体 局部改良 該当なし	区長協議会からの要望内容を検討して計画を作成。 種別、次年度の当初予算に反映して行くよう努めている。 累積「じげの道里親事業」を 平成14年度から実施中。 (H14 7箇所、317千円、H15 12箇所、460千円) ※町道の維持活動作業団体等に必要な物品等を3年間販売 年間の維持修繕費 6,750千円 (15年度当初予算額)	区長協議会で要望を提出して頂いたもののうち検討して 緊急度の高いものから実施している。 「じげの道里親事業」を 平成16年度から実施を検討 年間の維持修繕費 4,000千円 (15年度当初予算額)	町の制度等を 継続する	会見町の例による。	町の制度等を 継続する	
維持管理	区長協議会からの要望内容を検討して計画を作成。 種別、次年度の当初予算に反映して行くよう努めている。 累積「じげの道里親事業」を 平成14年度から実施中。 (H14 7箇所、317千円、H15 12箇所、460千円) ※町道の維持活動作業団体等に必要な物品等を3年間販売 年間の維持修繕費 6,750千円 (15年度当初予算額)	「じげの道里親事業」を 平成16年度から実施を検討 年間の維持修繕費 4,000千円 (15年度当初予算額)				
(担当課) (規制法令)						

2町の施業の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況		課題	実施方法の検討	調整方針
	金見町	西伯町			
除雪	路線の決定方法 ①主要道路 ②通学路(一部歩道) (県立) ③公共施設に通じる路線 ④集落間の連絡路 除雪開始積雪深 15 cm 除雪延長 68.16 km	路線の決定方法 ①主要道路 ②通学路(一部歩道) (県立) ③公共施設に通じる路線 ④集落間の連絡路 15 cm 40.9 km	除雪開始積雪深 除雪延長	実施方法の検討	両町の制度等を 統一する。
施行方法	業者委託と建設水道課直営	施行方法 7社 業者委託	施行方法	両町の制度等を 統一する。	両町の制度等を 統一する。
歩道(通学路)	除雪していない	歩道(通学路) 7社の内の1社に委託	除雪機 除雪機入替助 4台、4葉落(幅利限度額 500千円)	除雪機 除雪機入替助 1台 地元対応与	地元払下げを検討する。 除雪機購入補助は 廃止する。
除雪機	保有していない	除雪機	除雪機 除雪機入替助 4台、4葉落(幅利限度額 500千円)	除雪機 除雪機入替助 制度なし	除雪機購入補助は 廃止する。
(担当課) (規制法令)	建設水道課 島・田子 西伯町除雪燃費等購入助成事業補助金交付要綱	建設水道課 島・田子 危険地域に立て看板設置 17箇所	建設水道課 島・田子 危険地域に立て看板設置 14箇所	建設水道課 島・田子 危険地域に立て看板設置 14箇所	西伯町の例による。
対策事業 急傾斜地崩壊防止	負担率(国県の制度) 危険地域に立て看板設置 17箇所	負担率(国県の制度) 危険地域に立て看板設置 14箇所	負担率(国県の制度) 危険地域に立て看板設置 14箇所	負担率(扶助率) 地元 7% 13% 公共 40% 40% 単県 20% 30%	負担率(扶助率) 地元 7% 13% 公共 40% 40% 単県 20% 30%
(担当課) (規制法令)	建設水道課 島・田子	建設水道課 島・田子	建設水道課 島・田子	建設水道課 島・田子	西伯町の要望を維持する。
県工事関係	地元と県との仲介役の認識で行動。(用地交渉、工事 説明等同属している。) 平成16年度終了予定の工事は次年度にずれ込む可能 性があるので記載した。	地元と県との仲介役の認識で行動。(用地交渉、工事 説明等同属している。) 平成16年度終了予定の工事は次年度にずれ込む可能 性があるので記載した。	国道180号バイパス (西伯町東町～会見町内) 寺内川改修(境地内浸水解消のため)	国道180号バイパス (金見町地内～西伯町東町) 一般路道福原市山伯音大山(T)線(側内谷 西原地内) 寺内川改修(西伯町境地内浸水解消のため)	主要地方道 津口伯太線、 津口伯太線、 一般路道福原 市山伯音大山 (T)線の 早急な整備
(新規要望)	国道180号バイパス (西伯町東町～会見町内) 寺内川改修(境地内浸水解消のため)	国道180号歩道設置(阿賀～倭、落合～能代)H13～16。 主要地方道西伯太線(天万～猪木) H13～16 県道西伯太線改良(伏株)H13～17。	国道180号歩道設置(阿賀～倭、落合～能代)H13～16。 主要地方道西伯太線(天万～猪木) H13～16 県道西伯太線改良(伏株)H13～17。	主要地方道 津口伯太線、 津口伯太線、 一般路道福原 市山伯音大山 (T)線の 早急な整備	
(維持要望)	門の谷川砂防(武宣)H12～16。 宮の前川砂防(倭)H12～16。 桜ヶ平川砂防(西町)H13～19。 二妙川砂防(二妙)H11～19。 スカラ二川砂防(二樹)H15～。	門の谷川砂防(武宣)H12～16。 宮の前川砂防(倭)H12～16。 桜ヶ平川砂防(西町)H13～19。 二妙川砂防(二妙)H11～19。 スカラ二川砂防(二樹)H15～。	田辺川砂防 H15～ 朝霧ダム周辺整備 H16～	田辺川砂防 H15～ 朝霧ダム周辺整備 H16～	
(担当課) (規制法令)	建設水道課 島・田子	建設水道課 島・田子	建設水道課 島・田子	建設水道課 島・田子	西伯町の要望を維持する。

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況	課題	調整方針
町道災害復旧日 (担当課) 町営住宅	災害発生の都度、補正予算で対応。 建設水道課 善・田子	災害発生の都度、補正予算で対応。 建設課 錦田	両町の制度等を統一する。
屋外広告物 (担当課) 屋外広告物	現在の管理戸数 191戸(内14戸は賃貸により居住不可能) (例: 一覧表) 管理戸数の内72戸が老朽化、且次、用途廃止をおこなって 行く。跡地利用については、未定 今後の住宅建設については、民間住宅に委ねたい。 年間の格付費 2,000~2,500千円。	現在の管理戸数 10戸 会見新二小学校に通学する児童のいる世帯が入居の条件 家賃 20,000円／月 格付費 300千円／年	今後の改革計画 を併せて停止調整 各町の制度等を それぞれ維持する。
用地買収・ 物件補償 (担当課) 道路台帳	建設水道課 深田直 西伯町営住宅を設置及び管理に関する条例 施行規則 国道180号線がメインとなると予測される。 申請許可手数料を徴収 (条例 別表添付)	建設水道課 深田直 西伯町手数料徴収条例 改良等計画により買収、補償を行っている。 (現在の公共売買実際価格による) 町道天万寺内線改良工事用地(平成14年度先行整備済)	西伯町の例による (都市計画区は外であり、申請許可業務なし)
河川維持管理 (担当課) 河川維持管理	建設水道課 善・田子 運動の都度作成 台帳整備は、業者委託 管理 帳票を町が管理 ※今後は、PC管理による修正を検討	建設課 小林 運動の都度作成 台帳整備 帳票を町が管理 管理 帳票を町が管理	両町の制度等を 統一 合併時までに調整する。
	建設水道課 善・田子 道路法施行規則第4条の2 年次計画を立て、県に要望している。 (河床埋削、河川伐開)	建設課 小林 道路法施行規則第4条の2 年次計画を立て、県に要望している。 (河床埋削、河川伐開)	両町域外河川 の管理要望策 を併せて停止調整する。
	建設水道課 善・田子 (担当課) (担当課)	建設課 小林	

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況	課題	調整方針
がけ地近接危険 住宅移転事業 (担当課) 残土処分場	町町では特になし。 西伯町 補助率 国50%、県25%、町25%、 取り扱い 限額額 780千円 土地購入、建設費の借り入れに対する利子償付 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱 区分場の運営は15年度完了予定。 跡地を朝船ダム周辺整備検討委員会で検討の方向。	会見町 会見町の例による。	企画部会へ 朝船ダム周辺整備検討委員会で検討の方向。
道路改良地元 負担金(含む、構築) (担当課) 負担割合	計画なし。 寄附金として収取している。(町道認定検討委員会で検討) 負担割合 轄別町道 地元負担割合(%) 1級 0 0 2級 2 4 その他 4 8	建設課 中前 轄別町道の設置及び管理に関する条例 負担割合 轄別町道 地元負担割合(%) 1級 1% 1% 2級 5% 5% その他 10% 10%	制度の統一化 負担割合は西伯町の例による。 上限額は、会見町の例による。
地元負担対象事業費のとらえ方 近年は、本工事費+用地費+補償費=事業費とし、 測量試験費と事務費は、地元負担対象事業費から 除外している。	1世帯あたり 60,000円を限度とする。 近年は、本工事費+用地費+補償費=事業費とし、 測量試験費と事務費は、地元負担対象事業費から 除外している。	地元負担対象事業費のとらえ方 近年は、本工事費+用地費+補償費=事業費とし、 測量試験費と事務費は、地元負担対象事業費から 除外している。	地元負担対象事業費のとらえ方 近年は、本工事費+用地費+補償費=事業費とし、 測量試験費と事務費は、地元負担対象事業費から 除外している。
町道請替 地元負担金 (担当課) (建設法令)	地元負担割合(%) 1級 10% 10% 2級 10% 10% その他 10% 10% 請替の場合は条例で負担割合を定めているが10年 以上適用していない。	轄別町道 地元負担割合(%) 1級 1% 1% 2級 4% 4% その他 6% 6%	制度の統一化 道路改良地元負担金の西伯町の例による。 上限額は、会見町の例による。
	建設水道課 喬・田子 西伯町道請替事業分担金条例	建設課 輸田	

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況	課題	調整方針
河川管理	西伯町 国土交通省1級河川法勝寺川の排水溝門の操作、維持 管理受託。(14ヶ所) 作業については、個人に委託。 県管轄の河川 橋管 4箇所 操作、維持管理を個人に委託。	該当なし 係管理の河川(小松谷川) 銀門 7箇所 操作、維持管理を個人に委託。	西伯町のみ 西伯町の例による 両町同じ 両町の制度等を 継続する
(担当課) (根拠法令)	建設水道課 島・田子 河川法第39条 県から委託	建設課 小林 県から委託	
県営住宅	(担当課) (根拠法令) 国有財産総務 建設水道課 東田貢 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条 コンサルタントに外注委託している。	人権性要課 国田 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条 担当と誰特務員で対応している 現在22棟落のうち4棟落が完了済。進捗は遅いため、 外郵委託を検討中。 (担当課) 建設水道課 小林	住民信託会で 調整する 西伯町の例による (平成15年度から一部外注の方向で検討する。)
道路占用	(担当課) (根拠法令) 許可基準(県に準じる) 道路法32条 占用料を徴収。両町同じ(制度、内容) (余債 強制添付) 平成14年度実績 1,383千円 (担当課) (根拠法令) 建設水道課 西伯町道路占用料徴収条例 会見町道路占用料徴収条例	占用料を徴収。両町同じ(制度、内容) (余債 強制添付) 平成14年度実績 815千円 建設課 小林	両町の制度を 継続する

提案事項 第2号

住民登録等の窓口事務の取り扱いについて

住民登録等の窓口事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年6月5日提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本昭文

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 窓口業務）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
窓口業務				
戸籍事務 (根拠法令)	・電算化(H13.6.1) ・システム リコー ・管理委託 リコー ・証明手数料は政令による ・町内郵便局に申請書設置。郵送で請求できる。	・電算化 (H11.8.1) ・システム TKC ・管理委託 情報センター ・証明手数料は政令による。	・電算システムの統合 ・申請書の設置場所が違う	・全体のIT整備の中で調整 ・申請書の設置場所 西伯町の例による
	戸籍法・同規則	戸籍法・同規則		
住民基本台帳 (根拠法令)	・ 電算入力 ・ システム ケイズ ・ 住基ネット ケイズ ・ 管理委託 ケイズ ・ 謄抄本ともに1通300円 ・ 閲覧は1世帯につき200円 ・ 町内郵便局に申請書設置。郵送で請求できる。	・ 電算入力 ・ システム TKC ・ 住基ネット TKC ・ 管理委託 情報センター ・ 謄抄本ともに1通300円 ・ 閲覧は1世帯につき200円	・電算システムの統合 ・申請書の設置場所が違う	・全体のIT整備の中で調整 ・申請書の設置場所 西伯町の例による
	住民基本台帳法	住民基本台帳法		
外国人登録 (根拠法令)	登録者(平成15年1月末) 58人	・登録者(H15.1月末) 45人	なし	・両町の制度を継続 (国の制度)
	外国人登録法・同規則	外国人登録法・同規則		
印鑑登録・証明 (根拠法令)	・ 電算入力 ・ システム ケイズ ・ 証明書1通300円 ・ 登録証再交付1枚400円 (紛失、改印の際に旧登録証がない場合)	・ 電算入力 ・ システム TKC ・ 証明書1通300円 ・ 登録証再交付1枚400円 (紛失、改印の際に旧登録証がない場合)	・電算システムの統合	・全体のIT整備の中で調整
	印鑑登録条例・同施行規則	印鑑登録条例・同施行規則		
身分証明 (根拠法令)	コンピューター化 戸籍システムにより発行	コンピューター化 戸籍システムにより発行	・電算システムの統合	・全体のIT整備の中で調整
	戸籍法・成年後見登記法・政令	戸籍法・成年後見登記法・政令		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		

人口動態 (根拠法令)	コンピューター化 戸籍システムによる入力、発行	コンピューター化 戸籍システムにより入力・発行	・電算システムの統合	・全体のIT整備の中で調整
	人口動態調査令	人口動態調査令		
埋火葬許可証 (根拠法令)	コンピューター化 戸籍システムにより発行 (ただし閉庁日は手書きにて発行)	コンピューター化 戸籍システムにより発行 (ただし閉庁日・戸籍担当者不在の時は手書きにて発行)	・電算システムの統合	・全体のIT整備の中で調整
	墓地・埋葬等に関する法律	墓地・埋葬等に関する法律		
破産者、被後見人及び 犯罪者名簿 (根拠法令)	破産者等は戸籍システムにて管理 犯歴簿を作成して管理	破産、被後見人は戸籍システムで管理 犯歴簿を作成して管理	・なし	・両町の制度を継続する

提案事項 第3号

国民年金事務の取り扱いについて

国民年金事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年6月5日提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本昭文

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 国民年金業務）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1.国民年金被保険者に関する事項 (担当課) (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・1号被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・任意加入被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・20歳到達者に係る情報提供に関する事 ・氏名変更、住所変更の受理 ・国民年金手帳の再交付申請書の進達 ・国内に住所を有しない被保険者の届出に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・1号被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・任意加入被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・20歳到達者に係る情報提供に関する事 ・氏名変更、住所変更の受理 ・国民年金手帳の再交付申請書の進達 ・国内に住所を有しない被保険者の届出に関する事 	なし	両町の制度を継続。 (国の制度)
	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		
	国民年金法	国民年金法		
	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定請求書の進達 ・現況届（国民年金障害基礎年金、遺族基礎年金所得状況連名簿）の進達 ・死亡届、未支給請求の進達 ・老齢福祉年金に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定請求書の進達 ・現況届（国民年金障害基礎年金、遺族基礎年金所得状況連名簿）の進達 ・死亡届、未支給請求の進達 ・老齢福祉年金に関する事 		
2.給付に関する事項 (担当課) (根拠法令)	町民生活課 谷本	町民生活課 中前	なし	両町の制度を継続 (国の制度)
	国民年金法	国民年金法		
	<ul style="list-style-type: none"> ・付加保険料納付の申出、辞退申出に関する事 ・保険料の免除、学生納付特例の申請に関する事 ・保険料還付請求書の進達 	<ul style="list-style-type: none"> ・付加保険料納付の申出、辞退申出に関する事 ・保険料の免除、学生納付特例の申請に関する事 ・保険料還付請求書の進達 		
	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		
3.保険料に関する事項 (担当課) (根拠法令)	国民年金法	国民年金法	なし	両町の制度を継続 (国の制度)

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
4.その他 (担当課) (根拠法令)	・事務費交付金に関する事 ・広報に関する事 ・国民年金基金に関する事	・事務費交付金に関する事 ・広報に関する事 ・国民年金基金に関する事	電算システムの統一	全体のIT整備の中で調整
	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		

提案事項 第4号

環境事務の取り扱いについて

環境事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年6月5日提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本昭文

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 環境業務）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1.ごみ処理				
(根拠法令)	(1)分別 6分別 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 資源ごみ(空缶・空ビン) 再生用資源ごみ (会見町の・・・と同じ) 乾電池・蛍光管	8分別 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 空缶・空ビン 再利用ビン・ペットボトル 発泡スチロール 古紙類 乾電池・蛍光管	分別の仕方が違う	会見町の例による (理由:細かく分別されているほうが再利用面でも良い。)
	西伯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則	会見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則		
	（担当課）町民生活課種	町民生活課 岩田栄		
(2)収集	1.収集区域 町全域	1.収集区域 町全域		両町の制度を継続
	2.収集体系 家庭系ごみ	2.収集体系 家庭系ごみ		両町の制度を継続
	3.収集方式 ・家庭系ごみ ステーション方式 ・事業系ごみ 許可収集、自己搬入 ・ごみの出し方 可燃ごみは町指定のゴミ袋あり	3.収集方式 ・家庭系ごみ ステーション方式 ・事業系ごみ 許可収集、自己搬入 ・ごみの出し方 可燃ごみ・不燃ごみは町指定のゴミ袋あり	ゴミ袋の種類が違う 不燃ごみの袋が会見町だけあり	西伯町の例による
	4.収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 月1回 資源ごみ(空缶・空ビン) 月1回 再生用資源ごみ 月1回 (会見町の・・・と同じ) 乾電池・蛍光管 年4回	4.収集頻度 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月1回 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 月1回 空缶・空ビン 月1回 再利用ビン・ペットボトル 月1回 発泡スチロール 月1回 古紙類 月1回 乾電池・蛍光管 年3回	収集回数が違う	会見町の例による (理由:収集回数が多いほうが住民にとって利便性が高い) 乾電池・蛍光管については、西伯町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	5.ごみステーション設置状況 設置基準 各自治会が役場と協議して決定 設置主体 各自治会 設置場所数 89箇所 社会福祉協議会が補助 1地区6万円	5.ごみステーション設置状況 設置基準 各自治会が役場と協議して決定 設置主体 各自治会 設置場所数 73箇所 設置補助金 1 / 2 上限3万円	設置補助金が違う 会見町ごみ共同収集施設設置費補助金交付要綱	会見町の制度を継続
	6.ごみ収集運搬 民間業者委託 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大 家電リサイクル 空缶・空ビン 蛍光管 乾電池	6.ごみ収集運搬 民間業者委託 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大 家電リサイクル 空缶・空ビン 蛍光管 乾電池		両町の制度を継続する。
	7.資源ごみ回収 民間業者委託 発泡トレー ペットボトル 古紙、牛乳パック、ダンボール	7.資源ごみ回収 民間業者委託 発泡トレー ペットボトル 古紙、牛乳パック、ダンボール	両町の制度を継続	両町の制度を継続
	西伯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則	会見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則		
(担当課)	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄		
(3)ごみ処理に関する その他の制度	1.指定ゴミ袋使用 ・可燃物用 町内小売店(5店) 1枚 25円 及び各自治会 ・不燃物用 該当なし	1.指定ゴミ袋使用 ・可燃物用 町内小売店(2店) 1枚 25円 及び各自治会 ・不燃物用 町内小売店(2店) 1枚 25円 及び各自治会	ゴミ袋の種類が違う 不燃物用袋が会見町だけあり	可燃物用は、両町の制度を継続 不燃物用は、西伯町の例による。
(根拠法令)	廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則		

項目	現　況		課　題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令) (担当課)	2.環境美化指導員 ・県からの委嘱 1人 ・任期 1年(4/1~3/31) ・環境美化促進地区 緑水湖周辺	2.環境美化指導員 ・県からの委嘱 1人 ・任期 1年(4/1~3/31) ・環境美化促進地区 朝金フラワーパーク周辺		両町の制度を継続 (県の制度)
	3.産業廃棄物不法投棄監視員 ・県からの委嘱 1名 ・町内一円巡回	3.産業廃棄物不法投棄監視員 ・県からの委嘱 1名 ・町内一円巡回		両町の制度を継続 (県の制度)
	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄		
2.水質検査 (根拠法令) (担当課)	河川水質検査 ・工場排水 9箇所 年1回 理由 住民要望により ・河川水 15箇所 年1回 理由 環境保全のための調査 ・業者委託	河川水質検査 ・朝鍋川支流 1箇所 年3回(5・11・2月) 理由 産業廃棄物処分場流水追跡調査 ・業者委託	箇所数・回数・理由が違う	・工場廃水・朝鍋川支流について両町の制度をそれぞれ継続 ・河川水については、会見町でも場所を選定して実施する。
	なし 予算措置	なし 予算措置		
	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄		
3.狂犬病予防 (根拠法令) (担当課)	犬の登録 狂犬病予防注射(4月、補足6月)	犬の登録 狂犬病予防注射(4月、補足6月)		両町の制度を継続 (国の制度)
	狂犬病予防法	狂犬病予防法		
	町民生活課 番原	福祉保健課 加納		
4.蚊・蝇の駆除 (根拠法令) (担当課)	実施していない	防疫薬剤の購入斡旋と助成 ・乳剤・油剤・粉剤 ・購入価格の1/2を区に助成	西伯町 未実施 会見町 実施	平成17年度から廃止する。 (理由:住環境が整備され事業効果が薄い。)
		なし 予算措置		
		福祉保健課 加納		